

福島市復興推進計画

平成25年7月22日

福島県福島市

1. 計画の区域

福島市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日の東日本大震災において、本市では震度6弱を記録し、直後の原子力災害の影響により2年以上経過した現段階においても、放射線への不安や風評被害により約7,000名の自主避難者がいるなど人口の流出、主要製品の果物の出荷額で平均20%以上、製造品出荷額でも約6%低下している等産業全体が停滞しており、また、流通部門の卸・小売業従事者で約4,000名減少するなど全体に雇用不安定が生じており、地域経済、雇用、市民生活全般に甚大な被害がもたらされている。

これら製造業、流通業などにICTソリューションを提供するなど密接に連携してきた、情報サービス関連産業もこの影響を受け大きな損害を受けている。

こうした大震災の経験を踏まえ、本市の経済活動の振興や雇用の場を創出するために、最先端研究機関等の新たな産業の誘致を促進し、これらの産業を誘致するために必要なデータ管理センターなどのインフラ整備に貢献する企業の体制強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、地域経済の活力再生及び安定雇用の確保を促進するため、本市の情報通信産業において従業者の約33%を占める中核的産業である情報サービス業について、本市の立地奨励対象の一つである情報通信産業の設備投資等支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地予定の株式会社エフコム（以下「対象事業者」という。）のデータセンター・コールセンター操業の開始に際し、必要な設備建設等に対して必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における情報サービス業は、情報通信業における従業者数の約33%を占める中核的な産業であり、かつ、本事業は情報サービス業における従業者数の約17%を占める中核的な企業が実施するものであり、施設の設備投資規模も17億円余りと同業種の設備投資額平均と比較しても大規模な事業である。

また、震災後に策定した「福島市復興計画」では、新たな産業を誘致し、市内経済活動の振興や雇用の場を創出することが掲げられており、この具体的な取り組みでは、最先端医療研究機関の誘致を目指し、データ管理センターなどのインフラの整備に貢献する企業の誘致も図ることとしている。

今般、最先端医療研究機関の運用には膨大なデータ管理が必要とされており、対象事業者が新設するデータセンターは、サーバー最大9,600台分の処理能力を有するなどこれを補うための機能を有しており、同センターの整備は、最先端医療研究機関の誘致を促進する観点からも有効な施設である。なお、最先端医療研究機関の誘致の実現により、これらと連携した企業の立地が見込まれるなど、本市産業の競争力強化と活力再生が期待される。

したがって、本事業は計画の目標にある「福島市の経済活動の振興や雇用の場を創出するために、最先端医療研究機関等の新たな産業の誘致を促進し、これらの産業を誘致するために必要なデータ管理センターなどのインフラの整備に貢献する企業の体制強化に向けた支援」を達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行

株式会社みずほ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

官公署・医療・製造業など多岐にわたる業種の企業を対象に、データ管理、ソフトウェアの提供、情報通信技術基盤の構築などを行っている対象事業者は、本市の情報サービス業の主要企業であり、その取扱高もトップクラスである。

こうしたことから、本市での復興を推進し、情報通信産業の活性化と雇用の確保にも結びつき、ひいては、本市経済や市民生活の安定化にも寄与するものであり、これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、福島市、株式会社東邦銀行、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成員とする福島市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。